

毎週火・金曜日発行



秋田県公報

目 次

ページ

規 則	
秋田県財務規則の一部を改正する規則（一・財政課）	1

規 則

秋田県財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。
 平成十六年三月一日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県規則第一号

秋田県財務規則の一部を改正する規則

秋田県財務規則（昭和三十九年秋田県規則第四号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第一号の表七の項中「秋田県税条例（昭和二十九年秋田県条例第二十四号）」の下に「及び秋田県産業廃棄物税条例（平成十四年秋田県条例第七十三号）」を、「徴収金」の下に「（以下「県税」という。）」を加える。

第十二条の表総務部の項中「（秋田県県税条例による徴収金をいう。以下同じ。）」を削る。

第七十二条第一項第一号六中「及びスポーツ会館使用料」を「、スポーツ会館使用料及び武道館使用料」に改める。

別表第二の二第二百四十九号の三から第二百四十九号の五までを次のように改める。

- 二百四十九の三 建設業許可内容証明書交付手数料
- 二百四十九の四 建設業経営規模等評価申請手数料
- 二百四十九の五 建設業経営規模等評価結果証明書交付手数料

別表第二の二第二百四十九号の五の次に次の三号を加える。

- 二百四十九の六 建設業総合評定値通知請求手数料
 - 二百四十九の七 建設業総合評定値証明書交付手数料
 - 二百四十九の八 建設業経営状況分析申請手数料
- 別表第二の二第二百五十号を次のように改める。
- 二百五十 建設業経営状況分析結果証明書交付手数料

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第七十二条の改正規定は、平成十六年三月二十一日から施行する。

発行者

秋田県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金

一月三千五百円

印刷所

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号
株式会社 松原印刷社
電話 (0862) 876600
FAX (0863) 000505
E-mail: matsu-barara@matsubarainatsu.co.jp
秋田市山王七丁目五番二十九号
松原繁雄